

発議第1号

みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により
提出します。

令和2年6月2日 提出

みなかみ町議会議長 小 野 章 一 様

提出者	石坂 武
賛成者	本多 公保
〃	高橋久美子
〃	森 健治
〃	鈴木 初夫
〃	阿部 賢一
〃	山田 庄一
〃	久保 秀雄

別紙

みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年みなかみ町条例
第38号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間に支給するみなかみ町議会議員の議員報酬の額に関する特例措置）

- 4 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間に支給するみなかみ町議会議員の議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、議長にあっては34万200円、副議長にあっては26万7,300円、常任委員長にあっては25万4,700円、議員にあっては24万3,000円とする。ただし、第5条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間に支給するみなかみ町議会議員の議員報酬の額に関する特例措置)</u></p> <p><u>4 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間に支給するみなかみ町議会議員の議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、第5条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、この限りでない。</u></p>	